

令和7年度青森県ツキノワグマ生息動態調査業務 仕様書

1 目的

本業務は、第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）策定に向けた基礎資料とするため、令和6年度に実施した個体数推定調査結果からのツキノワグマ個体群の生息動態（増減傾向、捕獲等の影響）を把握することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

3 業務内容

（1）簡易カメラトラップ調査

- ・ 自動撮影カメラを用い、誘因餌を使わずに撮影を行う。その撮影頻度から生息動態把握ためのデータを取得する。
- ・ 調査時期、調査地点は、令和6年度に県で実施した個体数推定調査と重なることが望ましく、調査地点は令和6年度個体数推定調査の実施地区内にまんべんなく配置することが望ましい。（別紙参照）
- ・ 自動撮影カメラの設置は、令和6年度個体数推定調査の実施地区3地区から設置する地区を抽出することとし、全地区合計で50台以上設置すること。
- ・ カメラ設置高さは約50cm、地面と並行に仕掛けること。動物の行動軌跡に対して無作為に設置し、周辺幅2m×奥行4mの範囲の植物が成長しセンサーやレンズに写りこまないよう必要に応じて、カメラ前の刈払い作業を実施すること。
- ・ 調査時の撮影設定については、トリガースピード0.5秒未満で3～5枚の静止画連射、赤外線フラッシュ設定とすること。
- ・ 静止画モードでの撮影とし、撮影後の不稼働時間はできるだけ少なくなるよう設定すること。
- ・ 調査の際には、各カメラの位置情報、撮影開始及び終了日、カメラのメーカーとモデル及び設置環境を記録しておくこと。

（2）生息動態の把握

簡易カメラトラップ調査の結果から、県内に生息するツキノワグマの生息動態（増減傾向、捕獲等の影響）を推察する。

4 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとする。

（1）成果品

業務報告書：1部（印刷物）、1枚（電子媒体（CD-R又はDVD-R））

（2）提出場所

青森県環境エネルギー部自然保護課

5 知的財産権等の取扱い

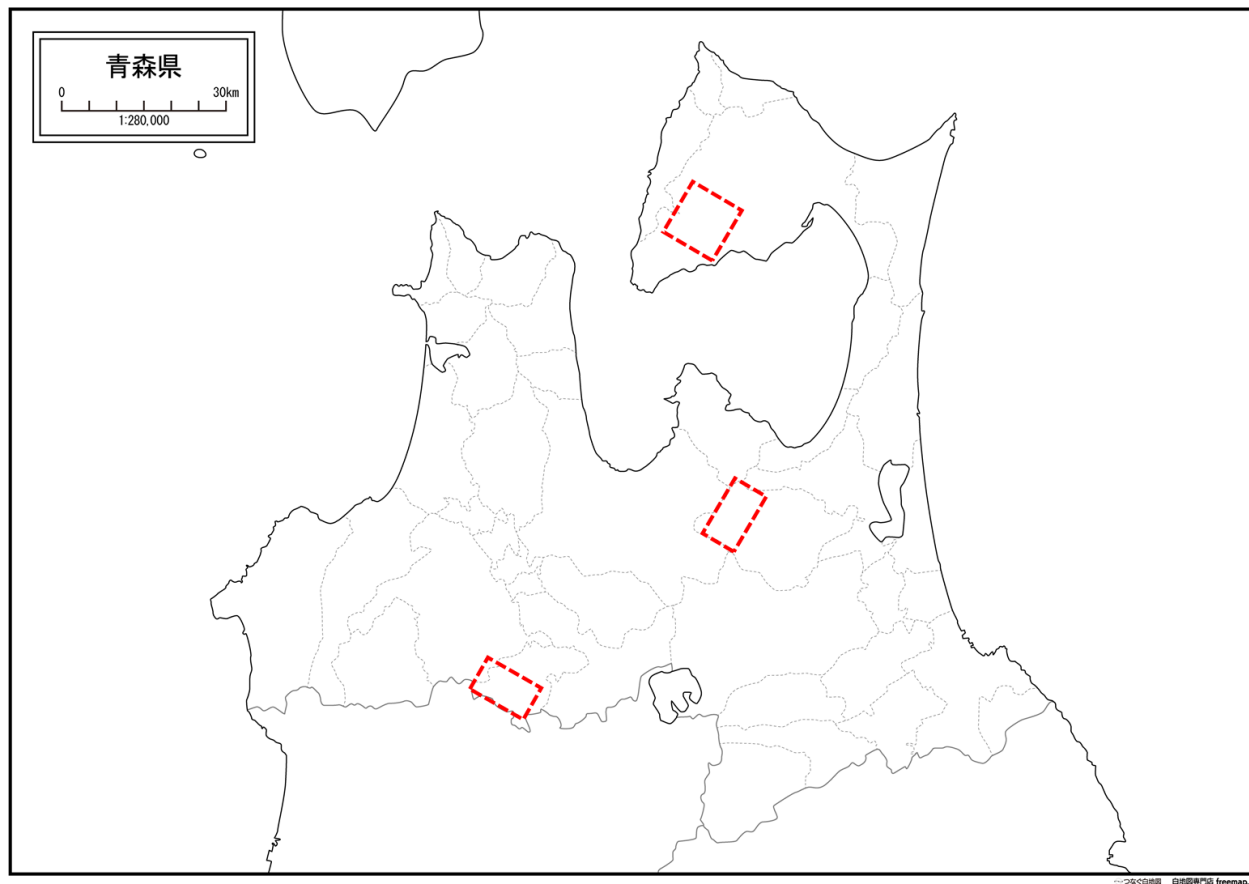
- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、委託者が保有するものとし、委託者が二次使用等を実施することに対して、著作者人格権を行使しないこととする。
- (2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (4) 著作権等を除く知的財産権の扱いについては、委託者と別途協議するものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- (2) 契約期間中において受託者は、委託者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って業務を進めるとともに、必要に応じて大学等の有識者に適宜助言を求め、より精度の高い調査結果となるように努めること。
- (5) 報告、提出、連絡等において、セキュリティ上の懸念により、フリーメールの使用は認めない。

(別紙) 令和6年度個体数推定調査の調査実施地区及び調査時期

(1) 調査実施地区 (赤色点線枠)



(2) 調査時期

下北半島ユニット：6月下旬～10月初旬

白神山地ユニット：6月下旬～9月中下旬

北奥羽ユニット：7月上旬～9月中下旬